

長崎労働局「第12次労働災害防止計画」の概要

1 第12次労働災害防止計画の策定

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。今般、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するために、第12次となる労働災害防止計画が策定されました。長崎労働局では、これを受け局内の課題等を踏まえた「局版計画」を作成、労働災害防止に取り組みます。

2 局版計画の概要

計画期間

計画期間は、平成25年度～同29年度までの5年間です。

全体目標

計画期間中における死亡者数や死傷者数の削減に係る目標数値です。

死亡災害については、全業種を通じ、計画期間(25～29年)の死亡者数を、前計画期間(20～24年)(80人)に比し、15%以上減少(68人以下)させます。併せて、各年における就業人口当たりの死亡者数が全国的な水準に比して上方に乖離しないようにします。

死傷災害(休業4日以上のもの)については、全業種を通じ、29年(計画期間の末年)までに、死傷者数を対24年(前計画期間の末年)(1,418人)比で15%以上減少(1,205人以下)させます。

労働災害防止対策

(1) 重点業種

重点業種は、建設業、製造業全体(特に造船業・食料品製造業)、第三次産業のうち小売業・社会福祉施設・飲食店及び陸上貨物運送事業です。

(2) 目標値の設定

重点業種ごとの目標数値は次のとおりです。

建設業

- ・死亡者数 計画期間の死亡者数を、前計画期間に比し20%以上減少 (30人 24人)
- ・死傷者数 29年までに、対24年比で25%以上減少 (209人 156人)

製造業

- ・死亡者数 計画期間の死亡者数を、前計画期間に比し、15%以上減少 (18人 15人)
- ・死傷者数 29年までに、対24年比で20%以上減少 (356人 284人)

個別の業種に係る死傷者数の目標(29年までに、対24年比で達成すべき目標)

造船業	20%以上減少	食料品製造業	25%以上減少
小売業	15%以上減少	社会福祉施設	20%以上減少
飲食店	15%以上減少	陸上貨物運送事業	20%以上減少

(3) 具体的実施事項

重篤度の高い労働災害を防止するため

建設業では、屋根や足場からの墜落・転落災害防止対策や近年多発している移動式クレーンや建設機械による労働災害の防止対策を講じます。

製造業では、造船業など在来型の災害多発業種対策を重点とし、墜落・転落災害、各種動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害やクレーン作業中における災害防止に取り組みます。

労働災害件数を減少させるため、

食料品製造業では、非正規労働者の割合が高い中、転倒災害やはさまれ・巻き込まれ災害が多発しており、安全衛生教育など安全衛生管理の徹底を指導します。

小売業では、転倒災害が多発するも、労働災害防止への意識は低調となっていることから、多店舗展開企業を重点に、労働災害防止意識の浸透・向上を図ります。

社会福祉施設では、近年労働災害が多発しているため、安全管理活動の活性化を指導しながら、安全衛生教育や4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底による転倒災害防止、介護機器の導入による腰痛予防や腰痛予防対策指針の周知・普及を図ります。

飲食店では、全体の半数を占める転倒災害や切れ・こすれ災害の防止を重点に、取組事例の情報提供等を行います。

陸上貨物運送事業では、労働災害の8割が荷役作業時に発生しているため、新たに策定された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図るとともに、これに基づき陸運事業者や荷主等を指導します。

健康確保対策・職業性疾病対策

すべての事業場が対象となる次の対策に取り組めます。

メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調予防のため、管理監督者や労働者に対する教育研修・情報提供や事業場内における相談体制の整備を推進するとともに、関係機関と連携し職場復帰対策を促進します。

目標「平成29年までに、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とします」

過重労働対策

恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、健康管理の徹底による労働者の過労に伴う健康障害リスクを低減させるための各種対策を実施します。

目標「県内の所定外労働時間(毎月勤労統計)の縮減を図ります」

粉じん障害防止対策

当局版第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業・岩石等の裁断作業やずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を実施します。

化学物質による健康障害防止対策

危険有害性情報の適切な伝達・提供とリスクアセスメントの促進を図ります。

腰痛・熱中症対策

介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化し、介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及を図ります。また、熱中症対策の徹底を指導します。

目標「熱中症による本計画期間中の休業4日以上¹の死傷者数を、前計画期間に比し、20%以上減少させます」

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の普及・啓発を図るとともに、職場での禁煙や空間分煙など当該措置の徹底を図ります。

目標「29年までに受動喫煙防止対策に取り組む事業場の割合を85%以上とします」
上記以外にも、労働災害を防止するため、「リスクアセスメントの普及促進」や「高年齢労働者対策」に取り組めます。